

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

積雪寒冷地域は、豊かな土地、水源地等に恵まれ、食糧やエネルギーの供給地として、我が国を支える重要な役割を担っているが、現在、世界的規模で食糧やエネルギー問題に関する議論が巻き起こっており、今後さらにこうした問題が深刻化することが確実視される中、その重要性はますます高まっている。

しかし、近年、過疎化、高齢化のさらなる進行により、地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、地域の除雪体制を担う地元建設業者の経営体力が著しく低下し、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現状の克雪力すら維持することが容易ではない状況になりつつある。

そのような中、先般改定された国の豪雪地帯対策基本計画において、雪処理の担い手確保に向けた除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保や雪冷熱エネルギー等の活用促進などが求められている。

よって、国会及び政府においては、以下の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出総額の確保を図ること。
- 2 新たに創設された道路除雪補助や豪雪時における臨時特例措置等を確実に実施するとともに、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政需要に配慮した特別交付税を配分すること。
- 3 雪処理の担い手の確保・育成のため、建設業団体やNPO団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援を行うとともに、空き家の除排雪等が適切に行われるための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。
- 4 雪冷熱をエネルギー源とした施設の整備促進に向けた財政支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月12日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣（防災）

（提出者）全議員